

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義  
「子どもにやさしいまちづくり」「子ども」「保護者」「子どもが育ち学ぶ施設及び団体」「地域住民」「事業者」の用語の意義を定めています。
- 第3条 基本理念

第2章 子どもの権利の推進

- 第4条 子どもの権利
- 第5条 子どもの権利条約の4つの原則
- 第6条 子どもの権利の普及  
子どもの権利について、周知と普及に努めます。
- 第7条 子どもの権利が侵害されている状態からの救済  
いじめ、虐待や暴力等による子どもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、関係機関と連携し、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めます。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第8条 子どもにやさしいまちづくりの推進  
子どもの権利を理解し、子どもにとっての最善を考え、子どもにやさしいまちづくりを推進します。
- 第9条 子どもの育ちの支援  
子どもが安全で良好な環境のもと、心身の健康の維持及び増進が図られるよう努めます。
- 第10条 特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援  
特別な配慮が必要であると考えられる子どもとその家庭に対し、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努めます。
- 第11条 子どもが安心安全に暮らすことのできる環境づくり  
子どもが権利侵害を受けることなく安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進します。また、自分自身を守る力を育むための支援に努めます。
- 第12条 子どもの相談  
子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な体制づくりを推進します。また、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談し、救済を求めることができる機会の確保に努めます。
- 第13条 子どもの居場所づくり  
子どもが自分らしく安心して過ごすことができ、心豊かな自己を育むことができる居場所づくりに努めます。
- 第14条 子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり  
子ども一人ひとりの心身の状況等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めます。
- 第15条 子どもの意見等の表明及び参加  
子どもは、家庭、地域及び市政に対して自分の意見等を表明することができるとともに、意見を表明する機会に参加することができます。
- 第16条 子どもの意見等の表明及び参画する機会の確保  
子どもを個人として尊重し、多様な方法で子どもの参画の機会を確保するものとします。
- 第17条 子どもの意見の聴取  
市は、子どもに関わる施策に、多様な方法で子どもの意見を求めること、また、聴取した子どもの意見を市の施策に反映するよう努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組

- 第18条 子どもの取組
- 第19条 市の取組
- 第20条 保護者の取組
- 第21条 子どもが育ち学ぶ施設及び団体の取組
- 第22条 地域住民の取組
- 第23条 事業者の取組

オールとみやで  
取り組みましょう



第5章 子どもにやさしいまちづくりに関する施策の推進

- 第24条 子どもにやさしいまちづくりの推進体制  
市は、子どもに直接関わりのある部署のみならず全部署が積極的に取り組む体制を構築します。
- 第25条 子どもにやさしいまちづくりに関する普及啓発  
子どもにやさしいまちづくりの広報及び普及啓発に努めます。
- 第26条 子どもにやさしいまちづくりに関する計画等の進行管理  
計画及び事業評価を、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議において進行管理するものとします。

第6章 雑則

- 第27条 委任

# 富谷市 子どもにやさしいまちづくり条例 (概要版)



## 条例前文

「富谷市には 大きい山がない 大きい川にも恵まれない 海にも接していない 豊かにあるのは子どもたちだ この子らをまちの財産にしたい みんなで育てたい」 私たちはこの願いのもと、子どもたちを大切に思う気持ちを受け継ぎ、地域で健やかに育むために、平成30年より子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。 全ての子どもは、今を生きる、かけがえのないひとりの人間として尊重されるべき大切な存在です。そして、生まれながらにして幸せな人生を送るための様々な権利をもっています。

大人も子どもも、一人ひとりの個性や権利が自分にも他の人にもあることを理解し、お互いを大切にすることが大切です。

また、大人は子どもの権利を守るとともに、子どもが挑戦や失敗をくり返し、有する力を発揮しながら成長していく姿を応援します。そして、地域で子どもを見守るやさしいまちは、子どもをはじめ、全ての人にとって心豊かで平和に暮らせるやさしいまちになります。

富谷市の全ての子どもたちが幸せな人生を送るために、また、子どもたちが郷土を愛し誇れるまちづくりを推進していくために、この条例を制定します。

## 条例制定の経緯

富谷市は、「子どもの権利条約」に基づき、平成30年11月20日（世界子どもの日）に、「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言し、以降、市役所全庁を挙げて子どもにやさしいまちづくり事業に取り組み、令和3年12月には、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業の実践自治体として、日本で初めて承認されました。

これまでの取組から裾野を広げ、市民・企業など地域全体でその理念を共有し、今この時を生きる子どもたちの生涯にわたる幸福な生活のため、また、このことは全ての人の幸福にもつながるという考えのもと、「富谷市子どもにやさしいまちづくり条例」を令和8年4月1日に施行しました。



※「子どもにやさしいまちづくり」、「子どもの権利条約」の固有名詞は漢字の「子ども」と表記し、それ以外は「こども」と表記しています。

## 子どもにやさしいまちづくり条例の目的

この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することにより、子どもが生涯にわたり希望を持ち、他者を思いやる心を育みながら幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

## 基本理念

- (1)子どもが大切に育てられ健やかに成長できること
- (2)子どもが安心安全に暮らすことができること
- (3)子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べること
- (4)子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できること
- (5)子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと



### 市の取組

- 子どもの権利を保障するため、保護者、子どもが育ち学ぶ施設や団体、地域住民、事業者と連携して、子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりに取り組みます。
- 子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとします。
- 子どもに関する保護者の相談、子どもが育ち学ぶ施設や団体、地域住民、事業者の相談に応じ、支援し、必要に応じて協働で取り組みます。



### 子どもの取組

- 子どもにとって大切な権利を守ってもらうことができます。
- 自らの心と体及び個性を大切にします。また、自分の権利を守るとともに、子ども同士もお互いの個性や権利を認め合い、思いやりや優しさをもつことの大切さを学びます。



### 事業者の取組

- 子育て中の保護者が子育てと仕事を両立することができるよう環境を整え、子どもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努めます。
- 子どもが地域社会との関わりをもって育つことの大切さを理解し、市、保護者、子どもが育ち学ぶ施設や団体、地域住民が行う子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組への協力を努めます。

## オールとみやで 取り組みましょう



### 保護者の取組

- 子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であり、家族とともにその子どもにとって最もよいことは何かを考えて子どもを養育します。
- 必要に応じて、市、子どもが育ち学ぶ施設や団体、地域住民に相談し、支援を求めます。



### 子どもが育ち学ぶ 施設及び団体の取組

- 子どもが安心して安全に過ごすことのできる環境をつくとともに、子どもが学び、体験や遊びを通じて健やかに育つことのできる機会を確保します。
- 子どもの発達に応じた必要な支援を行うよう努めます。
- 子どもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。
- 子どもが子どもの権利を理解し、他者の権利を尊重しながら生活することができるよう必要な指導及び支援に努めます。

### 地域住民の取組

- 子どもの健やかな育ちを地域全体で支援することを理解し、子どもの権利が大切に守られるよう努めます。
- 市と共に地域で子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことのできる地域づくりに努めます。
- 地域における活動において子どもの意見を尊重し、子どもが希望する場合には、役割を持ち、生き活きと参加できるよう努めます。



## 子どもの権利

子どもは、子どもの権利条約に定められた全ての子どもの権利が尊重され、今を生きる一人の人間として、一人ひとりの成長や発達段階、個性等も踏まえて健やかに生き育つことが保障されます。

子どもの権利は、子どもが成長発達するために必要不可欠なものであり、義務や責任の対価として与えられるのではなく、子どもの権利に対して義務や責任を負うのは大人です。

子どもにやさしいまちづくりを推進するためには、子どもに関わる全ての人が、子ども一人ひとりに権利があることやその内容を理解することが大切です。

## 「子どもの権利条約」の4つの原則

### 1.命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、心も体も健康に自分らしく過ごし、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることを保障します。

### 2.子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、年齢や発達段階に応じて子どもの意見や気持ちを十分に聴きながら、また、悩みや困りごとを相談できるよう配慮し、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

### 3.子どもが意味のある参加ができること

子どもは、年齢や発達段階に関わらず自分に関係のある事柄について、言葉や様々な方法によって自由に意見を表すことができます。大人は、その意見を尊重し受け入れ、子どもの発達に応じて十分に考慮し、丁寧に説明を行います。

### 4.差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種、外見、名前、国籍、性、意見、障がい、経済状況等いかなる理由でも差別されず、子どもの権利条約の定める全ての権利が保障されます。

子どもの権利条約に掲げられる4つの原則を念頭に連携協力していくことが、子どもにやさしいまち、そして全ての人にやさしいまちづくりにつながっていきます。

※子どもの権利条約は、世界中の全ての子どもが幸せに生きることができるように、1989年に国連総会で採択され、日本は1994年に批准しました。